

# 前橋市高齢者住宅改造費補助のあらまし

令和2年度

1 制度を利用できる方は、次の①から③をすべて満たす方です。

- ① 60歳以上で前橋市に居住し、住民登録がある方
- ② 預貯金等の資産が単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は合計2,000万円以下の方  
※配偶者には、世帯分離をしている配偶者または内縁関係の者を含みます。  
※預貯金等の確認方法は、負担限度額認定申請の考え方を準用しています。
- ③ 下表のAまたはBのいずれかに該当する世帯。ただし、世帯とは、住民基本台帳法の規定による世帯ではなく、居住実態での世帯です。

A	1. 高齢者の身体等の状況が要介護2以上の方 2. 生計中心者の前年所得税課税年額8万円以下の世帯
B	1. 高齢者の身体等の状況が要支援1、要支援2または要介護1の方 2. 世帯員全員が60歳以上かつ前年所得税が非課税の世帯

2 補助対象となる工事

自ら居住する家屋について、次の①～⑦のいずれかに掲げる改造等を行うとき。

①から⑦の改造工事に必然的に付随する付帯工事も補助の対象です。

ただし、故障や老朽化を理由とする改修工事は、対象外です。

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
  - (1) 家屋内の必要か所及び玄関から道路までの通路等の段差解消
  - (2) 段差解消機設置工事、エレベーター設置工事、階段昇降機設置工事
- ③ 滑りの防止や移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え  
扉全体の取替え(開き戸を引き戸やアコーディオンカーテンへの取替え)、ドアノブの変更、戸車の設置等
- ⑤ 和式便器から洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ 廊下・便所等のスペース拡張
- ⑦ 便所・浴室と寝室等の距離の短縮  
便所・浴室・寝室の移動(外付けの便所・浴室を家屋内へ改造して設置するものも可。)等

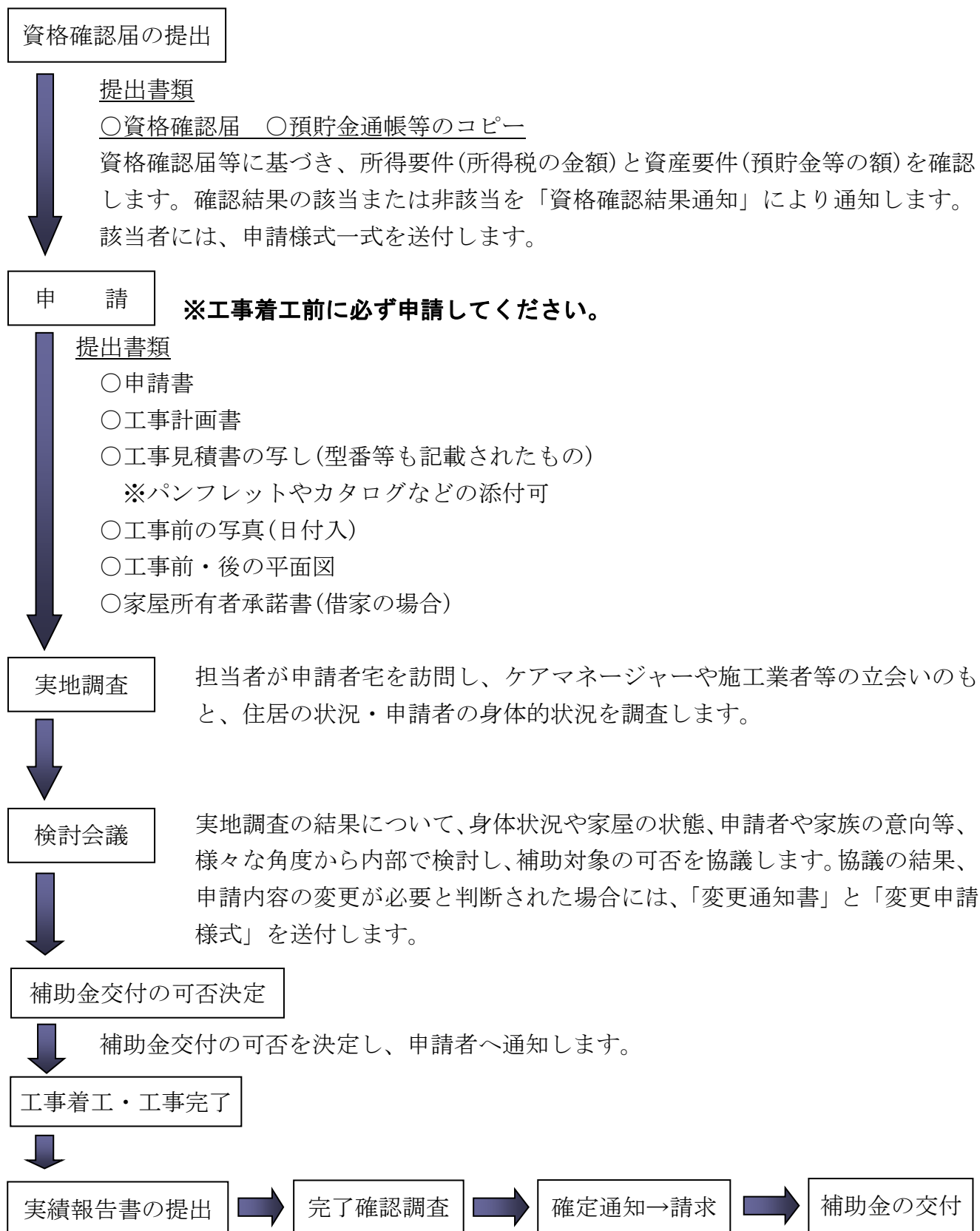
3 補助金額等

- (1) 改造費に6分の5を乗じた額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)で、50万円を限度とします。ただし、対象工事項目①から⑦までにおけるそれぞれの補助限度額は、30万円までです。
- (2) 補助金の交付は、1世帯1家屋につき1回限りです。  
※介護保険制度が利用できる場合は、介護保険が優先となります。  
同一箇所の工事に、介護保険制度と当制度を併用することはできません。  
※過去にこの制度を利用したことがある世帯は利用できません。  
※重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業による補助金との併用はできません。

4 補助を利用する手順 → 裏面をご覧ください。

問い合わせ先  
前橋市 長寿包括ケア課 介護予防係  
電話：027-898-6133 (直通)

## 補助制度を利用する手順



※実績報告書は、工事完了後30日以内に必ず提出してください。

※申請した年度末(3月31日)までに完了確認調査を終えなければなりません。